

徳島市地域貢献高齢者に対する顕彰規程

（目的）

第1条 この規程は、地域の絆を育て、地域の安心や安全を図る取り組みや地域の活性化につながる社会貢献活動を通じて、地域を元気にする高齢者に感謝状を贈呈し、その功績を顕彰することにより地域の住民の目標や励みとすることを目的とする。

（顕彰の対象）

第2条 顕彰の対象は、各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 各地区コミュニティ（まちづくり）協議会、地区連合（連絡）協議会及び連合会の役員・会員等の経験を有しており、かつ10月1日現在（基準日）で77歳以上の者。
- (2) 上記団体に所属せず、個人として地域活動推進に特に貢献しており、かつ10月1日現在（基準日）で77歳以上の者。

（顕彰候補者の推薦）

第3条 各地区コミュニティ（まちづくり）協議会、地区連合（連絡）協議会及び連合会会長は、第2条の規程により、顕彰を受けるにふさわしいものを顕彰候補者として市長に毎年1人推薦することができる。

（被顕彰者の決定）

第4条 前条により推薦された顕彰候補者については、選考委員会において選考する。

- 2 市長は、前項の選考結果に基づき、被顕彰者を決定する。
- 3 第1項の選考委員会の選考・運営は別に定める。

（顕彰の方法）

第5条 第2条の顕彰については、市長が置市記念式典において感謝状により行うものとする。

（実施細目）

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成25年8月1日から施行する。